

設置認可を予定している施設の概要 3

No	区 分	内 容
1	意見聴取の内容	保育所からの移行による幼保連携型認定こども園の設置認可
2	施 設 の 名 称	(仮) 長井婦人会こども園 (現 長井婦人会保育園)
3	所 在 地	横須賀市長井 2-2-3
4	設 置 者	社会福祉法人長井婦人会 理事長 白井 幸江
5	開 設 予 定 日	令和 3 年 4 月 1 日
6	設 置 認 可 に 至 る ま で の 経 緯 の 概 要 等	老朽化に伴う園舎建替えを令和元年度に行い、現在、新園舎で保育所を運営している。来年度から新たに 1 号認定子どもを受け入れ、幼保連携型認定こども園に移行する。この移行に伴い、保育所は廃止する。
7	施 設 の 概 要	敷地面積 1497.07㎡ (自己所有地)
		建築面積 670.28㎡
		延床面積 1299.00㎡
		構造・階数 鉄骨造 地上 3 階建て
8	令和 3 年度定員	157 人 (現在の認可・利用定員 157 人)
9	子 ども の 内 訳 及 び 学 級 数	【1 号 7 人 (0)】 3 才 2 人 (0)、4 才 2 人 (0)、5 才 3 人 (0) 【2 号 90 人 (97)】 3 才 30 人 (32)、4 才 30 人 (32)、5 才 30 人 (33) 【3 号 60 人 (60)】 0 才 12 人 (12)、1 才 20 人 (20)、2 才 28 人 (28) ※ () 内の人数は現在の定員数 【学級数】 6 学級【3 才児 (2)、4 才児 (2)、5 才児 (2)】
10	職 員	【配置基準上、保育教諭は常勤換算で 21 人 (20) 以上】 園長 1 人 (1)、副園長 1 人 (0)、主幹保育教諭 1 人 (0)、保育教諭 25 人 (23)、 調理員 (栄養士 2 人含む) 4 人 (3)、学校医 (嘱託) 1 人 (1)、学校歯科 医 (嘱託) 1 人 (1)、学校薬剤師 (嘱託) 1 人 (0)、事務員 1 人 (1) (保育 教諭との兼務のため保育教諭で計上済)、用務員 1 人 (1) 【合計 36 人 (30)】 ※ () 内の人数は現在的人数 ※主幹保育教諭及び保育教諭は常勤換算後的人数
11	設 備 等	乳児室 (ほふく室) 2、保育室 8、一時預かり保育室 1、調理室 1、遊戯 室 1、職員休憩室 2、職員室 (保健室兼用) 1、子育て支援相談室 1、便 所 (園児用 5 か所・職員用 6 か所)、会議室 1、沐浴室 (シャワー室) 1、調 乳室 1、駐車場 4 台 等 【園庭】 745.85 ㎡ (屋上園庭含む) (必要園庭面積 732.4 ㎡)
12	子 育 て 支 援 事 業	別紙「子育て支援事業実施調書」の 2 事業を実施予定
13	資 産 の 状 況	総資産額約 8 億 8200 万円 (令和 2 年 3 月 31 日現在)
14	そ の 他	・ 保育所は廃止 ・ 一時預かり事業 (一般型) を新規実施予定

設置者や現在運営している施設等の沿革	
(昭和 31. 11)	社団法人長井婦人会が保育所「長井婦人会保育園」(定員 55 名)を開園
(昭和 39. 4)	園舎を増築し、定員を 90 名とした。
(昭和 48. 9)	園舎の老朽化に伴い改築及び園庭の拡張を行った。
(昭和 49. 4)	新園舎が完成し、定員を 120 名とした。
(平成 15. 4)	定員を 150 名とした。
(平成 25. 3)	社会福祉法人長井婦人会設立・認可
(平成 25. 4)	社会福祉法人長井婦人会保育園事業開始
(平成 30. 9～)	老朽化に伴い園舎を建替え
(令和 2. 4)	新園舎で定員を 157 人として運営開始
施設の設置に至った動機・施設設置にあたっての抱負等	
当園の周辺地域には幼稚園等の教育施設がないため、幼保連携型認定こども園に移行することにより地域の多様な教育・保育ニーズに幅広く対応できると考え、移行することとしました。 今般の園舎の建替えにより保育環境が改善されたこともあり、より良質で適切な教育・保育が提供できるよう努めていきたいと考えています。	

子育て支援事業実施調書

事業内容

事業番号	事業名	内容（目的、対象、実施回数など）
①	子育て支援、相談事業	目的：地域の非在園児親子の交流の場を設け、子どもの養育に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言 専門機関の紹介等援助を行う 実施回数：月3回
③	一時預かり事業	目的：家庭において保育されることが一時的に困難に場合、子どもを預かり保育する 実施回数：随時
④	関係機関との連絡、調整事業	目的：子どもの養育に関する相談に応じ、必要な情報提供 や助言、専門機関の紹介等援助を行う 実施回数：随時

下記の①～⑤の事業のうち2つ以上の子育て支援事業を行っていただくようお願いいたします。ただし、④については必須事業となります。従って、④を含めて2つ以上の事業について記載してください
※「事業番号」欄には以下の番号を記入してください。

①地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及びその助言その他必要な援助を行う事業

②地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

③保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業

④地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

⑤地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

※根拠：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

（認定こども園法）第2条第12項及び同法施行規則第2条。

位置図



長井2-2-3
(仮称) 長井婦人会こども園

井尻町内会館

長井婦人会
保育園

六天神社

川間川

矢野橋

川間川

町田橋

JAよこすか
葉山長井支店

国道134号線

至三浦市

長井2丁目